

## 板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

(趣旨)

第1条 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（以下「規則」という。）第30条第3項第1号の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準を定める。

(定義)

第2条 廃棄物の保管場所とは、廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所（以下「廃棄物保管場所」という。）及び粗大ごみを保管する場所（以下「粗大ごみ集積所」という。）をいう。

(廃棄物保管場所の設置基準等)

第3条 廃棄物保管場所の設置基準等は、次のとおりとする。

### (1) 設置の基準

ア 他の用途と兼用でないこと。

イ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。

ウ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。

オ 廃棄物の搬入、保管設備への投入、運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。

カ 敷地内に運搬車が駐車できる水平なスペース（ゼブラゾーン）を設けること。

ゼブラゾーンの大きさ

容器を使用する場合・・・幅 3.5m×長さ 7.0m×高さ 3.0m

特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）

及び自動貯留排出機を使用する場合・・・幅 3.5m×長さ 10.0m×高さ 3.2m

キ 敷地内にごみ集積所・ごみ持ち出し場所を設けること。（避難通路・自主管理歩道・歩道状空地を除く）

ク 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

ケ 運搬車両が敷地奥（10.0m以上）に進入する場合は、運搬車両の転回場所を確保すること。

コ 運搬車両が敷地内に進入する場合は、車両通行導線部分の通路幅を 3.5m以上、高さを 3.0m以上確保すること。ただし、運搬車両の敷地出入り口部分及び敷地内での転回部分は、通路幅を 4.0m以上、高さを 3.0m以上確保すること。（反転コンテナ、自動貯留排出機を使用する場合は、通路幅を 6.0m以上、高さを 3.2m以上確保すること。）

サ 通路及びゼブラゾーンの構造は、運搬車両の加重に十分に耐えられるものとする。

なお、ターンテーブルを設置する場合はその仕様について特に注意すること。

### (2) 構造の基準

ア 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

イ 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ効率よく流入する構造とすること。

ウ 換気及び採光ができる構造とすること。なお、換気については、保管場所内部の臭気を効率よく排出できる位置に設置すること。

エ 保管場所内部から、運搬車への導線は、桟付台車が通行することを考慮して、段差等が生じない構造とすること。

オ 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。

① 容器を保管設備とする場合は、幅を 1.2m 以上、高さを 2.0m 以上とすること。

② 容器及び自動貯留排出機以外のもの（反転コンテナ）を保管設備とする場合は、幅を 1.8m 以上、高さを 2.0m 以上とすること。

③ 運搬車両が内部に進入する場合は、幅 3.5m 以上、高さを 3.0m 以上とすること。（反転コンテナ等を使用する場合は、高さを 3.2m 以上とすること。）

カ 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。

キ 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

ク 保管場所内部の通路は、1.2m 以上とし、桟付台車の通行に支障のない構造とすること。  
なお、桟付台車は開口部が横側のため、最低 2 台が横置きに配置できるレイアウトとすること。

ケ 完全密閉型とすること。

### (3) 附帯設備の基準

ア 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

イ 容器及び保管場所内部の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。

ウ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

エ 棚を設置する場合は、設置段数は 1 段とし、高さは棚下 80cm から棚上 100cm までとすること。

オ 可燃ごみ・不燃ごみ用容器は、2 段まで（棚下 1 箱、棚上 1 箱）とする。また、棚が設置されていない場合は、1 段までとすること。

カ 缶・びん回収箱は、3 段まで（棚下 2 箱、棚上 1 箱）とする。また、棚が設置されていない場合は、2 段までとすること。

キ ペットボトル回収箱は、2 段まで（棚下 1 箱、棚上 1 箱）とする。また、棚が設置されていない場合は、2 段までとすること。

ク 古紙用容器は、2 段まで（棚下 1 箱、棚上 1 箱）とする。また、棚が設置されていない場合は、2 段までとすること。

ケ プラスチック回収ネットは、2 段まで（棚下 1 個、棚上 1 個）とする。また、棚が設置されていない場合は、1 段までとすること。

（廃棄物保管設備に関する基準）

第 4 条 廃棄物保管設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 保管設備の基準

ア 容器の場合

- ① 規則第 16 条第 1 項に規定する基準に適合すること。
- ② 容器種別及び大きさは、次のとおりとする。

| 品 目    | 容器種別      | 外 寸 (mm)           | 備 考       |
|--------|-----------|--------------------|-----------|
| 可燃・不燃  | 丸型 70L 容器 | 直径 600 程度          |           |
|        | 角型 72L 容器 | W650×D450×H330     | 参考規格      |
| 缶・びん   | 回 収 箱     | W530×D366×H322     | 折りたたみ式のもの |
| ペットボトル | 回 収 箱     | W764×D455×H458     | 折りたたみ式のもの |
| 古 紙    | 枠付台車      | W1,100×D800×H1,700 | 開口部に扉付のもの |
| プラスチック | 回収ネット     | W460×D460×H750     | 自立式ネット    |

※ 回収箱、回収ネットは、区が用意する。

※ 可燃・不燃用容器及び枠付台車又は古紙用容器は事業者が購入する。

※ 各品目の容器種別は別表 3 の基準を用いること。

イ 反転コンテナの場合

- ① 容量は、0.7 m<sup>3</sup>とする。
- ② 大きさは、次のとおりとする。

|     |     |          |              |
|-----|-----|----------|--------------|
| 本 体 | 横 幅 | 1,420 mm | ± 10 mm (誤差) |
|     | 奥行き | 674 mm   | ± 10 mm      |
|     | 高 さ | 1,065 mm | ± 10 mm      |
| 傾倒軸 | 長 さ | 1,574 mm | ± 10 mm      |
|     | 高 さ | 685 mm   | ± 10 mm      |

- ③ 材質は、F R P 又は、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。
- ④ 折りたたみ式のふたを付けること。
- ⑤ 底部に、ストッパー付旋回車輪 4 個及び栓付の排水口を取り付けること。
- ⑥ 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

ウ 自動貯留排出機の場合

- ① 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。
- ② 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- ③ 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止するとともに、騒音及び振動を低減する措置がなされていること。
- ④ 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調節機能を有すること。
- ⑤ 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。
- ⑥ 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。
- ⑦ 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

(2) 事業用途の建築物で区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 容器の場合は、前号アの規定を準用する。回収箱及び枠付台車は使用しない。

イ 反転コンテナの場合は、前号イの規定を準用する。

ウ 自動貯留排出機の場合は、前号ウの規定を準用する。

エ 車両搭載式コンテナの場合

- ① 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収集できるものであること。
- ② 運搬車に適合する仕様であること。
- ③ 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

オ その他の設備の場合

- ① 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- ② 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

(廃棄物保管設備の選定基準)

第5条 廃棄物保管設備の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 原則として、次のとおりとする。

ア 住宅が100戸未満の場合は、可燃ごみは容器、反転コンテナ又は自動貯留排出機械とすること。ただし、道路の幅員が6m以下で、運搬車の通行に支障をきたすと認められる場合は、容器とすること。不燃ごみについては、その性状から原則容器とすること。

イ 住宅が100戸以上の場合は、可燃ごみは反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。ただし、ワンルーム形式（算定人員数200人未満）の住宅及び道路の幅員が6m以下で、運搬車の通行に支障をきたすと認められる場合は、容器とすること。不燃ごみについては、その性状から原則容器とすること。

ウ 事業用途の建築物で区の収集運搬業務の提供を受けない場合

- ① 廃棄物の排出量が1日に1,000kg未満の場合は、第4条第2号に定める設備とすること。
- ② 廃棄物の排出量が1日に1,000kg以上の場合は、容器または反転コンテナ以外の設備とすること。

(2) 廃棄物保管設備の選定に際しては、事前に区と十分に協議すること。

(住宅用途及び事業用途の建築物における廃棄物排出量の算定基準)

第6条 廃棄物（粗大ごみを除く）の排出量の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 住宅用途の建築物

ア 排出基準は、0.9kg（／日）とする。

イ 住宅部分の人員数は、別表2「住居占有面積別人員数」の基準を用いて算定するものとする。

ウ ごみの組成割合は、次のとおりとする。

| 種 別 | 可 燃 | 不 燃 | 缶  | び ん | ペット<br>ボトル | 古 紙 | プラス<br>チック |
|-----|-----|-----|----|-----|------------|-----|------------|
| 割 合 | 62% | 5%  | 2% | 5%  | 2%         | 21% | 3%         |

エ 廃棄物（粗大ごみを除く）の体積を重量に換算する場合は、1m<sup>3</sup>を250kgとする。

オ 処理槽付ディスポーザー（ディスポーザー排水処理システム）を設置する場合は、清掃事務所と協議のうえ、可燃ごみ組成割合の20%を限度に減ずることができる。

カ 収集間隔は、次のとおりとする。

| 種 別 | 可 燃 | 不 燃  | 缶   | び ん | ペット<br>ボトル | 古 紙 | プラス<br>チック |
|-----|-----|------|-----|-----|------------|-----|------------|
| 割 合 | 2 日 | 13 日 | 6 日 | 6 日 | 6 日        | 6 日 | 6 日        |

キ 保管設備の重量換算値は、容器の場合は、可燃ごみ 10 kg・不燃ごみ 15 kgとし、反転コンテナの場合は 100 kgとする。資源は、缶 2.5 kg、びん 12.5 kg・ペットボトル 3 kg、古紙（枠付台車）150 kg、プラスチック 10 kgとする。他の保管設備を使用する場合は、事前に区と十分協議すること。

ク 住宅用途と事業用途の複合建築物において、事業用途部分の廃棄物排出量の算定基準は同条第 2 号のとおりとする。

(2) 事業用途の建築物

ア 過去の廃棄物排出量データ（可燃ごみ・不燃ごみ）がある場合は、清掃事務所の了解を得たうえで、そのデータを用いて算定する。ただし、過去の廃棄物排出量データが無い場合は、別表 1「施設用途別廃棄物排出基準」により算定する。その場合の組成割合は、可燃ごみ 50%、不燃ごみ 15%とする。板橋区が収集する場合の組成割合は、可燃ごみ 62%、不燃ごみ 5%とする。

イ 可燃ごみ、不燃ごみ以外の資源部分は、別途、再利用対象物保管場所の設置により必要保管面積を確保する。

ウ 廃棄物処理業者に対して事業系廃棄物の収集を委託する場合は、廃棄物処理業者との契約内容により収集間隔を変更できるものとする。ただし、板橋区が収集する場合の収集間隔は、住宅用途の場合と同じく、可燃ごみ 2 日、不燃ごみ 13 日で算定する。

エ 保管設備（容器）の重量換算値は、廃棄物処理業者に対して事業系廃棄物の収集を委託する場合は、可燃ごみ 15 kg、不燃ごみ 15 kgとする。ただし、板橋区が収集する場合は、可燃ごみ 10 kg、不燃ごみ 15 kgとする。

オ 住宅用途と事業用途の複合建築物において、住宅用途部分の廃棄物排出量の算定基準は同条第 1 号のとおりとする。

（粗大ごみ集積所の設置基準）

第 7 条 粗大ごみ集積所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 敷地内に、「粗大ごみ集積所」と印字された表示板により区別されたスペースを設けること。（建築物構造でなくてもよい）
- (2) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積であること。ただし、最低 3 m<sup>2</sup>以上とすること。
- (3) 建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (4) 通路など他の用途と共用でないこと。

- (5) 容易に収集できる場所に設置すること。施錠設備等を設ける場合は、事前に区と十分協議すること。

付 則

この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

付則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

付則

- 1 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準を施行するために必要な準備行為は、この基準の施行前においても行うことができる。